

教職員等の働き方改革推進プラン

和歌山県教育委員会
平成30年5月
(令和3年4月一部改正)

1 目的

近年、社会情勢の変化に伴い学校を取り巻く環境が、複雑かつ多様化しており、教職員等に求められる役割は急激に拡大している。

教職員等は、子供たちの教育課題に対応しなければならない状況に加え、保護者への対応、部活動の指導、事務量の増加等、担うべき業務が増加しており多忙化している。

このような教職員等の多忙化を解消することは、子供と向き合う時間の確保や県民サービスの維持・向上につながると同時に、教職員等がやりがいをもって働き、心身の健康保持やワーク・ライフ・バランスを実現するため、極めて重要である。

県教育委員会は、第3期教育振興基本計画において、「教職員の勤務環境の整備」を教育部門計画に掲げ、積極的に働き方改革に取り組み、教職員等の長時間労働の解消に努めていく。

2 現状と課題

県教育委員会では、教職員等の多忙化の解消については、従前より重要な課題と捉え、改善に向けた取組を進めてきた。

その結果、本県が独自に実施している「教職員の勤務時間実態把握調査」において、平成29年度以降、週に60時間以上勤務している教職員の割合は縮減傾向にある。

しかしながら、長時間にわたり勤務を行っている教職員は、未だ一定割合存在しており、長時間労働の解消は、依然として重要な課題である。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、学校における対応について、教職員への負担の増加が懸念される状況である。

教職員が心身ともに健康でやりがいをもち、子供と向き合う時間を十分に確保できるよう環境や体制の整備を進めるとともに、教職員一人一人が、勤務時間を意識した働き方を進めることが重要である。

県教育委員会は、学校・教職員の業務改善の推進など、市町村教育委員会と一体となって「働き方改革」をさらに進めていく必要がある。

3 具体的な取組

(1) 勤務時間管理の徹底

①令和2年度の取組

- ・各学校において、教職員の勤務時間の把握に努めた。
管理職は教職員の出退勤時刻を把握し、超過在校等時間の多い教職員に対して適切な指導を行った。
- ・県教育委員会は、超過在校等時間が1月につき45時間を超えた教職員が多い学校の管理職を指導した。
- ・県立学校において、校務支援システムを活用し、教職員の勤務時間の把握に努めた。

月別の平均超過勤務時間及び超過勤務時間が45時間を超える教職員の割合を取りまとめホームページで公表した。

超過在校等時間が1月につき45時間を超えた場合は、画面に警告色を示す改修を行った。

- ・市町村立学校において、タイムカードやICT等を活用した勤務時間管理システムを活用し、教職員の勤務時間の把握に努めた。(共同調達により出退勤時間管理機能を搭載した校務支援システムを24市町で導入済。)

②令和3年度の取組

- ・管理職は、教職員の出退勤時刻を把握し、超過在校等時間の多い教職員に対しては、適切な指導を行うとともに、業務量の平準化と校務の効率化に努める。また、県教育委員会は、超過在校等時間が1月につき45時間を超えた教職員が多い学校の管理職を指導するとともに、市町村教育委員会に助言する。

(2) 勤務時間を意識した働き方の確立

①令和2年度の取組

- ・「校務の効率化に向けた点検シート【学校長】」を活用し、各学校における校務の効率化に向けた取組状況及び進捗状況の確認を行い、管理職を指導するとともに、市町村教育委員会に助言を行った。
- ・「和歌山県運動部活動指針」・「和歌山県文化部活動指針」に基づき、各学校において、適切な休養日や活動時間を設定するよう周知徹底を行った。
- ・教職員の健康と福祉に配慮した適切な勤務時間等の管理をすることや休憩時間の実質的な確保に向けて取り組んだ。
- ・教職員の夏季特別休暇一斉取得日として、8月中旬の土・日に連続する平日3日間を設定した。
- ・県教育委員会において「事務事業改善方針」を策定し、業務改善に取り組んだ。
- ・県立学校において、勤務時間外の電話自動応答など問合せに対応する体制の整備を行った。

②令和3年度の取組

- ・「校務の効率化に向けた点検シート」を活用し、各学校の3か月、6か月、1年の取組状況について確認し、PDCAサイクルで改善を図るよう管理職を指導するとともに、市町村教育委員会に助言する。
- ・「和歌山県運動部活動指針」・「和歌山県文化部活動指針」に基づき、各学校において、適切な休養日や活動時間を設定するよう徹底する。
【再掲】
- ・管理職のマネジメント力を向上させるための研修や、教員のミドルリーダー育成研修及びマネジメント力向上研修等において、教職員が勤務時間を意識した働き方ができるような内容の研修を実施するとともに、その成果を周知する。
- ・「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」に従って、教職員の健康と福祉に配慮した適切な勤務時間等の管理をすることや休憩時間の実質的な確保に向けて取り組む。

③中期的な取組(3年)

- ・長期休業中の学校閉庁日について、夏季休業中の日数拡大や、春季・冬季休業中の設定を検討する。
- ・業務改善に向けた取組を人事評価、学校関係者評価、第三者評価にも反映させるよう、さらに検討を進める。

(3) 業務の役割分担の明確化と「チームとしての学校」の実現

①令和2年度の取組

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員など、専門スタッフや外部人材を積極的に活用することにより、教職員が本来の業務に集中できる体制の整備を図った。
- ・学校規模が大きく事務作業が課題となっている小学校に、学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員をサポートするスクール・サポート・スタッフの配置の拡大を図った。

②令和3年度の取組

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなど、専門スタッフや外部人材を積極的に活用することにより、教職員が本来の業務に集中できる体制の整備を促進する。【再掲】

③中期的な取組（3年）

- ・学校事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画することができるよう、職務内容の在り方について検討を進める。
- ・児童生徒を取り巻く問題についての法的アドバイスや、トラブルの解決に向けた学校外からの支援など、学校が教育活動に専念できるような支援体制を構築する。
- ・「登下校に関する対応」、「調査・統計等への回答」、「給食時の対応」など、個別業務の役割分担及び適正化に取り組む。

(4) 校務等の削減や効率化・合理化

①令和2年度の取組

- ・校務支援システムの積極的な活用や会議の効率的な運営など、「校務の効率化に向けた取組指針」を踏まえた取組を推進した。
- ・就学支援金業務において、マイナンバー制度を活用し、課税証明書等の添付書類の削減を行い、校務の効率化を進めた。
- ・県教育委員会から学校に対して行っている調査、アンケート等や会議、研修会等について、その精選及び簡素化・統合・廃止に取り組んだ。
- ・県教育委員会において、業務の精選等を積極的に実施した。

②令和3年度の取組

- ・学校内の委員会等について、整理・合理化する。
- ・長期休業中の研修、行事等の業務を縮減する。
- ・民間団体など学校以外が主催する各種行事には、関係者の理解を得て、学校が過重な負担にならない範囲で参加する。
- ・校務支援システムの積極的な活用や会議の効率的な運営など、「校務の効率化に向けた取組指針」を踏まえた取組を推進する。【再掲】
- ・文部科学省「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」に基づき、学校給食費の公会計化を図る市町村教育委員会に助言する。
- ・県教育委員会から学校に対して行っている調査、アンケート等や会議、研修会等について、その精選及び簡素化・統合・廃止に取り組む。【再掲】
- ・県教育委員会においても、業務の精選等を積極的に実施する。【再掲】

③中期的な取組（3年）

- ・変化する社会のニーズに対応した業務の精選を実施する。
- ・「和歌山県市町村教育情報化推進協議会」で取り決めた共同調達方式を活用し、市町村における校務支援システムの整備を完了する。

- ・学校徴収金の公会計化について、国の動向や全国の状況を注視し、導入を進める市町村教育委員会に助言する。
- ・職場環境をより良くするため、校内での各種取組について教職員間における意見交換の実施を勧める。
- ・マイナンバー制度を活用することで添付書類の削減等を行い、校務の効率化を進める。
- ・「登下校に関する対応」、「調査・統計等への回答」、「給食時の対応」など、個別業務の役割分担及び適正化に取り組む。【再掲】

(5) 学校、家庭、地域等の連携による業務の削減や分業化・協業化

①令和2年度の取組

- ・地域とともにある学校づくりを目指し、学校、地域がともに学校の運営に取り組む「きのくにコミュニティスクール」を推進する体制を構築した。(全市町村で関係規則を整備済み)
- ・地域の人々の参画により学校の教育活動を支援する既存の「きのくに共育コミュニティ」等の活動の充実を図った。

②令和3年度の取組

- ・すべての公立学校で、学校、家庭、地域が連携協働して教育活動を協業化できるよう「きのくにコミュニティスクール」を推進する。

③中期的な取組(3年)

- ・「きのくにコミュニティスクール」の継続的な取組として、学校運営協議会を中心に、「学校以外が担うべき業務」について協議の上、積極的に地域や保護者に対し情報を提供し、賛同や協力を得る。
- ・「登下校に関する対応」、「調査・統計等への回答」、「給食時の対応」など、個別業務の役割分担及び適正化に取り組む。【再掲】
- ・部活動指導員を活用し、専門的な技術指導力を備えた適切な指導者のいない部活動を支援することで顧問教員の負担軽減を図る。

4 数値目標・評価指標

(1) 「校務の効率化に向けた点検シート」の達成目標

- ①全項目において、達成できた学校の割合を85%以上にする。
- ②「ノー残業デーの設定」、「会議資料等の簡略化指導」、「退勤が極端に遅い教職員への指導」の項目で達成できた割合を100%にする。

(2) 部活動の休養日・活動時間の設定

- ①中学校では、1週間の内、原則土・日のどちらか1日に加え、平日1日の休養日を設定した運動部・文化部の割合を100%にする。
- ②中学校では、平日2時間程度、休業日は3時間程度の活動時間を設定した運動部・文化部の割合を100%にする。
- ③高等学校では、年間活動計画等を作成し、上記①②の中学校の取組を踏まえ、適切に休養日や活動時間を設定した運動部の割合を100%にする。

(3) 時間外勤務時間

超過在校等時間を1月につき45時間以内、一年につき360時間以内にする。

(4) 年次有給休暇

教職員1人当たり年次有給休暇の平均取得日数を1年につき13.0日以上にする。

5 進捗管理等

本プランに掲げる取組については、県教育委員会において進捗状況を管理するとともに、取組み状況を公表する。

また、学校訪問等を通じて学校の状況を把握するとともに、必要な場合は新たな取組を実施する。